

鴨川市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月20日

鴨川市教育委員会教育長 蒔苗 茂

鴨川市教育委員会規則第1号

鴨川市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

鴨川市外国語指導助手任用規則（平成17年鴨川市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

外国語指導助手が負傷又は疾病のために療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、病気休暇を取得することができる。

2 病気休暇の期間は、一の年度において10日の範囲内の期間とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。